

防防計第5940号
11.11.25
改正 防防計第204号
13.1.6
改正 防防計第2907号
14.3.29
改正 防防計第5027号
15.6.3
改正 防防計第7173号
18.7.28
改正 防防計第11767号
18.12.28
改正 防防計第8136号
19.8.28
改正 防防計第11287号
26.7.25
改正 防官文(事)第18号
27.10.1

大臣官房長
防衛政策長
人事教育局長 殿
各幕僚長
防衛装備庁長官

事務次官

総合評価落札方式により航空機の調達を行う場合の手続について(通達)

陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊が新たに航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に定める航空機をいう。ただし、技術研究開発における試作品の一部を構成するものを除く。）を直接取得（航空機を取得することであって、装備品等の開発（装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第2条第7号に規定する装備品等の開発をいう。）の結果に基づいて行うものでないものをいう。）しようとする場合において、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項により価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による場合の手続については、以下によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

1 適用航空機

この通達は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）が新たに直接取得しようとする作戦用航空機（「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」（昭和51年11月5日国防会議及び閣議決定）という作戦用航空機をいう。）以外の航空機で、当該航空機を供給可能と自らが判断する者（以下「供給者」という。）に対して明らかにできない事項を有しないもののうち、以下に定めるものについて適用する。

- (1) 航空自衛隊の初等練習機（T-3）の後継機
- (2) その他防衛大臣が適当と認める航空機

2 手続

(1) 運用要求書及び要求性能書の作成等

陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、直接取得しようとする航空機（以下「当該航空機」という。）について、原則として概算要求前に、当該航空機の運用目的、運用構想、期待する主要性能その他運用上の要求事項を記載した文書（以下「運用要求書」という。）及び運用要求書に記載された当該航空機の運用上の要求事項を満足するために必要な性能上の要求事項を記載した文書（以下「要求性能書」という。）を作成し、整備計画局長及び防衛装備庁長官にその概要を通知するものとする。

なお、運用要求書及び要求性能書については、単一の文書として作成することを妨げない。

(2) 資料等の提供招請

各幕僚長は、当該航空機に係る仕様書、評価基準その他の総合評価落札方式を採るに当たって必要なものの策定のために、供給者から資料その他必要な情報の提出を求めること（以下「資料等の提供招請」という。）ができる。その場合には、以下の手続による。

ア 資料等の提供招請につき、各幕僚長は、整備計画局長及び防衛装備庁長官と協議の上、官報による公表を行う。この場合において、資料等の提供招請のために必要な細部事項を記した説明書についても協議内容に含まれる。また、各幕僚長は、必要に応じ説明会を開催する。

イ 資料等の提供招請の公表においては、原則として以下の事項を明らかにする。

(ア) 調達内容（名称、数量、調達に必要な基本的な要求要件等）

(イ) 資料等の提出方法（提出期限及び提出場所）

(ウ) 説明書の交付（交付期限、交付場所、供給者から要求があった場合には送付する旨の付記）

(エ) 説明会を開催する場合にはその日時及び場所

(オ) その他

(カ) Summary（(ア) から (オ) の事項に係る英文の概要）

ウ 上記（イ）の資料等の提出期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公表の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。

エ 資料等の提供を受けた各幕僚長は、その写しを防衛装備庁長官に通知する。

(3) 仕様書の作成等

- ア 各幕僚長は、仕様書案及び評価基準の概案等（以下「仕様書案等」という。）に対する意見招請のための公示に先立ち、仕様書案にあっては及び評価基準の概案を、整備計画局長及び防衛装備庁長官と協議の上、作成する。
- イ 各幕僚長は、入札公告の少なくとも60日前に官報による仕様書案等に対する意見招請の公示を行う。
- ウ 仕様書案等に対する意見招請の公示においては、以下の事項を明らかにする。
 - (ア) 調達内容（名称及び数量）
 - (イ) 意見の提出方法（提出期限及び提出場所）
 - (ウ) 仕様書案等の交付（交付期限、交付場所、供給者から要求があった場合には送付する旨の付記）
 - (エ) 仕様書案等の説明会を開催する場合にはその日時及び場所
 - (オ) その他
 - (カ) Summary（(ア) から (オ) の事項に係る英文の概要）
- エ 上記（ア）の意見提出の期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。
- オ 各幕僚長は、意見招請の公示において明らかにした仕様書案等について供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、これを変更する場合には、当該調達案件の仕様書案等を受領したすべての供給者に当該変更の内容及び理由を通知する。変更の内容等を通知した場合において、供給者が当該変更の内容等について十分に検討し、対応できるよう入札公告前に十分な期間を提供する。
- カ 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第16条第2項に定める防衛装備庁長官との協議及び防衛大臣の承認は、仕様書案についての供給者の意見を踏まえた上でこれを行う。

(4) 総合評価落札方式の財務大臣協議

- ア 予算決算及び会計令第91条第2項に規定する財務大臣との協議（以下「財務大臣協議」という。）について、各幕僚長は、防衛装備庁長官と協議の上、適用範囲、落札方法等、財務大臣協議のために必要な協議案を作成し、防衛大臣に上申する。
- イ 財務大臣協議の事務は、整備計画局防衛計画課が行う。
- ウ 協議案の上申は、仕様書案等に対する意見招請又は資料等の提供招請に先立ち行うことができる。

(5) 評価基準の作成等

- ア 各幕僚長は、提供された資料等、財務大臣協議及び仕様書案等に対する供給者の意見を踏まえ、評価基準案を作成し、防衛装備庁長官と協議の上、防衛大臣に上申する。また、各幕僚長は、(8)の各幕僚長が行う技術的事項等の検討及び防衛装備庁の支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支担当」という。）が行う審査のために必要な資料を求める書類（以下「技術的事項等確認書類」という。）を、整備計画局長と協議の上、作成する。

イ 防衛大臣が評価基準を決定するにあたりアの上申を受けて行う諮問に応ずるために航空機総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を置く。この他、（８）の各幕僚長が行う技術的事項等の検討及び支担当が行う審査に係る事項に関し、各幕僚長又は支担当が依頼し総合評価委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認める事柄について、総合評価委員会は、討議することができる。

ウ 総合評価委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。ただし、（オ）から（キ）までに掲げる者については、アの上申を行った者及び委員長が特に出席を求めた者を除き出席を要しないものとする。

（ア）防衛審議官

（イ）大臣官房長

（ウ）防衛政策局長

（エ）整備計画局長

（オ）陸上幕僚長

（カ）海上幕僚長

（キ）航空幕僚長

（ク）防衛装備庁長官

（ケ）防衛装備庁防衛技監

（コ）防衛装備庁長官官房審議官

（カ）その他委員長が指名する者

エ 委員長は、事務次官をもって充てる。

オ 委員長は、総合評価委員会を主宰する。

カ 総合評価委員会は、次に掲げる場合には、部外の学識経験者をもって構成する技術専門委員会を設置し、これに検討を依頼することができる。

（ア）候補機種がいずれも民間で運用実績のある航空機又はそれを基礎として仕様を若干変更するものであって、かつ、当該航空機の運用形態が民間におけるものと大きく異なる場合

（イ）その他部外の学識経験者に検討を依頼することが適当と認められる場合

キ 総合評価委員会及び技術専門委員会の庶務は、整備計画局防衛計画課が処理する。

ク 前各号に定めるもののほか、総合評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（６）調達要求

各幕僚長は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第１１条の規定に基づき支担当に調達要求を行う場合には、評価基準及び技術的事項等確認書類を添えてこれを行うものとする。

（７）入札

ア 支担当は、特段の事情の無い限り入札期限の少なくとも５０日前、また如何なる場合にも少なくとも４０日前に入札公告を実施する。ただし、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札

に付そうとするときは、この限りではない。

イ 入札公告は、供給者が当該供給に参加するか否かに関する決定を行うため、次の情報を含め、必要かつ十分な情報を含める。

(ア) 調達内容（名称、数量等）

(イ) 競争参加資格

(ウ) 入札書の提出場所等（入札書の提出場所、説明書の交付方法、入札説明会の日時及び場所、入札書の受領期限等）

(エ) その他（落札方法等）

(オ) Summary（(ア) から (エ) の事項に係る英文の概要）

ウ 支担当は、調達の必要性を供給者に伝え、供給者より入札を招請するために、入札説明書を使用する。

供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札を行うために以下に掲げる情報を含め、必要なすべての情報を記載する。

(ア) 入札書の提出先及び調達責任者の氏名

(イ) 補足的な情報を要請する場合においてその要請の送付先

(ウ) 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語

(エ) 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間

(オ) 開札に立ち会うことが認められる者並びに開札の日時及び場所

(カ) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びにその他の情報又は文書

(キ) 要求される製品に関する要件についての十分な説明

(ク) 落札決定に際しての基準（必須の項目とそれ以外の項目の別、基礎点と付加点の配分、付加点の加点方法、修正を要する場合の類型等）及び技術的事項等確認書類

(ケ) 支払条件

(コ) 入札前説明会の日時及び場所

(サ) その他の条件

エ 支担当は、入札公告に定めた入札受領期限の少なくとも30日前に、調達に関する入札前説明会を開催する。支担当は、当該説明会における当該調達案件の技術面等についての説明を各幕僚長に依頼することができる。この場合において、当該説明会には、各幕僚長が指名した者と供給者との間での質疑応答を行う機会を設けることとする。また、全ての供給者が入札に関する情報を得るための均等な機会を設けることに配慮する。

支担当は、入札説明会への出席を入札応募の前提条件とせず、入札の評価に当たっても考慮しない。

(8) 落札者の決定

ア 支担当は、入札者から入札書及び総合評価落札方式により落札者を決定するために必要な書類（以下「入札回答書」という。）を受領したときは、当該調達要求を行った幕僚長に対して入札回答書の写しを添えて、回答期限を定めた上で、入札回答書に記載されている技術的事項等（機能、性能、入札価格以外の費用等）の検討を依頼するものとする。

イ 当該幕僚長は、支担官からアの依頼を受けたときは、その内容を検討し、整備計画局長と協議の上、検討結果を回答期限までに支担官に回答するものとする。

ウ 支担官は、当該幕僚長から回答を受理したときは、これを参考に、速やかに入札内容を審査し、開札の上、落札者を決定する。

(9) 落札情報

支担官は、選定結果と落札価格を公表する。また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、支担官は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能の得点等）を提供するものとする。

ただし、供給者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報は提供しない。

(10) 供給者からの苦情処理等

入札公告前の苦情の処理については、各幕僚長が指名した者が対応し、入札公告後の苦情の処理については、防衛装備庁の窓口を通じ、上記において、防衛装備庁長官（（7）（8）及び（9）にあつては支担官）又は各幕僚長（又はその指名した者）が行うこととされている業務に関し、それぞれが指名した者が対応する。なお、再苦情処理に当たって、各幕僚長は、防衛装備庁長官と協議することができる。

3 留意事項

(1) 入札者の苦情等に適切に対処するために、各幕僚長及び防衛装備庁長官（2（7）、2（8）及び2（9）にあつては支担官）は、上記においてそれぞれ（又はそれぞれの指名した者）が行うこととされている説明会や、資料等の提供招請、仕様書等の作成、入札後の技術的事項等の検討等において行った説明及び質疑応答の内容を記録する。特に、技術的事項等の検討又は審査において、供給者と各幕僚長又は防衛装備庁長官の指名した者が質疑応答を行った場合には、その内容（日時、場所を含む）を記載し、当該質疑応答を行った者と供給者側の説明者が署名した書面を作成、保管する。

この他、本手続による当該航空機の直接取得に関与した者が本手続に関する問い合わせ等を受けた場合に、当該者がその内容を記録し、各自衛隊にあつては各幕僚長が指名した者が、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官が指名した者が、防衛省本省の内部部局にあつては整備計画局防衛計画課長がこれを管理する。

(2) 公表、説明書等の記載については、供給者からの誤解を極力回避するとの観点から平易なものとすることに努めるとともに、適切な文書管理を行うものとする。

(3) 本手続における説明会への協力会社（供給者と当該供給者が提案しようとする航空機の製造会社が異なる場合における製造会社をいう。）の参加は、これを妨げない旨を官報に記載する。官報に加えてこれ以外の方法で承知しうる限りの全ての

供給者に説明会の日時等を連絡する場合には、この旨も併せて連絡するものとする。

4 防衛装備庁における本方式による直接取得について

防衛装備庁において、本方式により航空機を直接取得する場合には、別に定めるところによる。

5 委任規定

本通達に定めるもののほか、本通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局長、各幕僚長及び防衛装備庁長官がそれぞれの所掌に属する事務について定める。